

基本となる事項

1. IFRSに準拠している旨および初度適用に関する事項

当社は、2017年3月31日に終了する連結会計年度からIFRSを適用しており、IFRSへの移行日は2015年4月1日であります。IFRSへの移行にあたり、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下、「IFRS第1号」)を適用しており、IFRSへの移行が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、「IFRSへの移行に関する開示」に記載しています。

2. 金融資産の評価基準

IFRS第9号「金融商品」(2014年改訂)を2016年4月1日から早期適用しています。なお、比較期間である2015年度は、IFRS第1号の免除規定に基づき、従前の会計基準(米国会計基準)を適用しています。

3. 棚卸資産の評価基準

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額により測定しています。原価は、主として平均法により算定しています。

4. 有形固定資産の評価基準および減価償却の方法

有形固定資産は、当初認識時に取得原価で測定し、それぞれの見積耐用年数にわたり定額法により減価償却しています。

5. のれんおよび無形資産の評価基準および償却の方法

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、および取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、識別可能な資産および引き受けた負債の取得日における正味の金額を超過した額として測定しています。

無形資産は、当初認識時に取得原価で測定し、耐用年数を測定できる無形資産は、見積耐用年数にわたり定額法により償却しています。

6. 非金融資産の減損

有形固定資産および耐用年数を確定できる無形資産については、資産または資金生成単位の減損の兆候の有無を判断し、兆候がある場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額を見積り、帳簿価額と回収可能価額を比較することにより、減損テストを実施しています。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、少なくとも年1回、減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを行っています。

7. 引当金の計上基準

過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額について信頼性をもって見積もることが可能である場合に、引当金を認識しています。

8. 従業員給付

確定給付制度については、積立状況を確定給付負債または資産として計上し、損益として勤務費用、利息費用を認識しています。確定拠出制度は、拠出額を費用として認識しています。